

答申第 264 号

平成 17 年 5 月 23 日

神奈川県公安委員会
委員長 篠崎 孝子 殿

神奈川県情報公開審査会
会長 堀部 政 男

行政文書公開請求拒否処分に関する不服申立てについて（答申）

平成 16 年 9 月 8 日付けで諮問された占有離脱物横領事件に係る行政文書一部非公開の件（諮問第 311 号）について、次のとおり答申します。

1 審査会の結論

実施機関が、公開請求の対象となる行政文書として表彰上申書を特定したことは、妥当である。

2 不服申立てに至る経過

- (1) 不服申立人は、神奈川県情報公開条例（以下「条例」という。）第9条の規定に基づき、平成16年8月11日付けで、神奈川県警察本部長（以下「警察本部長」という。）に対して、「特定日に特定の警察署で取り扱った自転車の占有離脱物横領事件（以下「本件請求事件」という。）に関して、当該自転車の車体番号から所有者が判明した経緯がわかる行政文書」（以下「本件行政文書」という。）について、行政文書の公開請求（以下「本件公開請求」という。）をした。
- (2) これに対し、警察本部長は、平成16年8月18日付けで、本件行政文書として表彰上申書（以下「本件表彰上申書」という。）を特定し、一部非公開決定をした。
- (3) 不服申立人は、平成16年8月30日付けで神奈川県公安委員会に対して、行政不服審査法第4条の規定に基づき、本件表彰上申書は本件公開請求の対象文書とは異なるという趣旨の不服申立てをした。

3 不服申立人の主張要旨

不服申立人の主張を総合すると、次のとおりである。

(1) 本件行政文書の特定について

特定日の昼から午後5時までの短時間のうちに、占有離脱物となった自転車の持ち主を警察がどのような方法で特定することができたのかを知りたい。本件行政文書となり得るのは、当該自転車の盗難届か、当該自転車の車体番号と客観的に結び付く防犯シール番号が記載された文書又は電磁的記録（以下「防犯シール番号文書等」という。）だけであると考えており、本件表彰上申書とは異なる。

自転車の被害事実確認のための車体番号や防犯シール番号を使わない別の捜査方法があるという警察の説明については、絶対に納得することはで

きない。したがって、本件表彰上申書は、警察がねつ造した文書であるから見る必要はない。

(2) その他

私は、今回の警察のやり方に疑念を抱いている。検挙数のノルマを達成するための見込み捜査を行った上、それを隠ぺいするがごとく表彰までしていることが明白になったことは、いまだ神奈川県警察が「身内に甘い」という旧態依然の体質から脱却していないということであり、誠に憂慮すべき問題である。

4 実施機関の説明要旨

実施機関の説明を総合すると、次のとおりである。

(1) 本件行政文書について

本件表彰上申書には、本件請求事件に関して、被疑者検挙の功労を賞するための上申内容として、上申者の官職及び氏名、被上申者の官職及び氏名、功労内容、功労結果並びに措置結果が記載され、功労結果欄に当該自転車の車体番号から所有者が判明した経緯が記載されているため、本件行政文書として特定した。

なお、本件公開請求の対象文書は、本件表彰上申書以外には存在しない。

(2) 不服申立人が主張する本件行政文書について

ア 盗難届について

通常、警察では各種犯罪被害の申告に際しては、被害者から被害届を受理しているため、不服申立人が主張する盗難届は被害届に該当する。しかし、被害届は刑事訴訟に関する書類であって、条例第 28 条において「刑事訴訟に関する書類及び押収物については、この条例の規定は、適用しない」と規定されていることから、条例の規定の適用を受けない。

イ 防犯シール番号文書等について

通常、警察では自転車の被害届を受理した場合、被害関係の情報を神奈川県警察照会センター（以下「照会センター」という。）のコンピュータに登録する。したがって、既に被害品として登録（以下「被害品登録」という。）されていれば、窃盗容疑、遺留品、拾得物等として自転

車を取り扱っている警察官が当該自転車の車体番号又は防犯登録番号（不服申立人のいう「防犯シール番号」を指す。以下同じ。）を照会センターに問い合わせることにより、被害事実関係が判明する。

また、照会センターのコンピュータに自転車の防犯登録番号が登録（以下「自転車防犯登録」という。）されている場合は、現場の警察官が当該自転車の車体番号又は防犯登録番号を照会センターへ問い合わせることにより、所有者関係の事実が把握できることになる。しかし、被害品登録及び自転車防犯登録のいずれも未登録の場合は、他の捜査活動から被害事実を追及していくこととなる。

本件請求事件は、警察が事件を認知した時点では被害品登録及び自転車防犯登録のいずれも未登録であったことから、他の捜査活動により被害事実を確認したものである。

したがって、不服申立人が本件行政文書であると主張する防犯シール番号文書等については、元々作成も取得もしていないので存在しない。

5 審査会の判断理由

（１）審査会における審査方法等

当審査会は、本諮問案件を審査するに当たり、神奈川県情報公開審査会審議要領第 8 条の規定に基づき委員を指名し、指名委員は不服申立人から口頭による意見を、また、実施機関の職員から口頭による説明を聴取した。それらの結果も踏まえて次のとおり判断する。

（２）本件行政文書の特定について

ア 不服申立人は、自転車の車体番号と所有者を結び付ける客観的な記録がなければ、自転車の所有者が判明することは不可能であるという理由から、本件行政文書となり得るのは本件表彰上申書ではなく、本件請求事件に関する当該自転車の盗難届又は防犯シール番号文書等以外にはない旨主張している。

イ これに対して、実施機関は、不服申立人が主張する盗難届を被害届として捉え、被害届は条例第 28 条の規定により、条例の規定の適用を受けないと説明している。

また、防犯シール番号文書等は、本件請求事件の場合、被害品登録及び自転車防犯登録のいずれも未登録であることから元々存在しない旨説明している。

ウ 当審査会が調査したところ、盗難届及び防犯シール番号文書等については、次のとおりであった。

(ア) 盗難届について

不服申立人の主張する盗難届とは、被害者が捜査機関に対し、被害関係の事実を申告した内容を記した文書という意味であると考えられることから、不服申立人の主張する盗難届は、実施機関が説明する被害届を指すものと認められる。

被害届は、刑事訴訟に関する書類に該当するため、条例第 28 条の規定により、条例の規定の適用を受けない。

(イ) 防犯シール番号文書等について

被害品登録は、警察が被害者から各種犯罪の被害申告を受理した際、被害品がある場合に行われる手続であることから、被害申告がなければ、被害品登録は行われない。

自転車防犯登録は、正規に自転車を取得した者が登録義務に応じて、自転車防犯協会に自転車販売店を通じて自ら登録を依頼する手続であり、自転車の所有者に関する情報が同協会を通じて警察に届くが、自転車を取得した者が何らかの理由により登録依頼をしない場合等は、自転車防犯登録は行われない。

したがって、警察が本件請求事件を認知した時点では、被害品登録及び自転車防犯登録のいずれも未登録であり、防犯シール番号文書等が存在しないとの実施機関の説明については、これを覆す特段の事情もないことから、不合理とはいえない。

エ 本件行政文書について

当審査会が本件表彰上申書を確認したところ、本件請求事件に関して、被疑者検挙の功労を賞するための上申内容として、上申者の官職及び氏名、被上申者の官職及び氏名、功労内容、功労結果並びに措置結果が記載され、功労結果欄に当該自転車の車体番号から所有者が判明した経緯

が記載されていることが認められる。

不服申立人の主張する盗難届は条例の適用を受けず、また、防犯シール番号文書等の存在しないことは前記ウに述べたとおりであり、他に本件行政文書が存在するとの特段の事情は認められない。

以上のことからすると、本件表彰上申書以外に本件行政文書は存在しないとの実施機関の説明は、納得できる。

(3) その他

当審査会は、行政文書の公開請求に対する決定の当否について実施機関から意見を求められているのであり、前記3(2)の不服申立人の主張については、意見を述べる立場にない。

6 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別紙のとおりである。

別紙

審査会の処理経過

平成16年9月8日	諮問
9月14日	実施機関に非公開等理由説明書の提出を要求
10月15日	実施機関から非公開理由等説明書を受理
10月19日	不服申立人に非公開理由等説明書を送付
11月12日	不服申立人から非公開理由等説明書に対する意見書を受理
11月15日	実施機関に非公開理由説明書に対する意見書を送付
平成17年2月3日 (第39回部会)	審議
3月1日	不服申立人から意見を聴取 実施機関の職員から非公開等理由説明を聴取
3月30日 (第40回部会)	審議
4月13日 (第41回部会)	審議

神奈川県情報公開審査会委員名簿

氏 名	現 職	備 考
金子 正史	同志社大学教授	会長職務代理者
鈴木 敏子	横浜国立大学教授	
竹森 裕子	弁護士（横浜弁護士会）	
沢藤 達夫	弁護士（横浜弁護士会）	部 会 員
玉巻 弘光	東海大学教授	
千葉 準一	首都大学東京教授	部 会 員
堀部 政男	中央大学教授	会 長 （部会長を兼ねる）

（平成17年5月23日現在）（五十音順）